

## 水質基準に関する省令等の改正のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「平成 23 年厚生労働省令第 11 号（平成 23 年 1 月 28 日）」にて「水質基準に関する省令」の一部が改正されました。

また、水質管理目標設定項目の一部改正については、平成 23 年 1 月 28 日付健発 0128 第 3 号にて厚生労働省健康局長より通知されましたので、下記のとおり検査内容を変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日（施行日） 平成 23 年 4 月 1 日（金）採水分より

### ■変更内容

1. 水質基準項目：「トリクロロエチレン」の水質基準値が 0.01mg/L 以下に強化

検査項目	変更箇所	新	旧
トリクロロエチレン	水質基準値	0.01mg/L 以下	0.03mg/L 以下

2. 水質管理目標設定項目：「トルエン」の目標値が 0.4mg/L 以下に変更

検査項目	目標値 (mg/L)		定量下限値 (mg/L)	
	新	旧	新	旧
トルエン	0.4 以下	0.2 以下	0.04 以下	0.02 以下

3. 水質管理目標設定項目：「農薬類」の各農薬の目標値の変更

検査項目	目標値 (mg/L)		定量下限値 (mg/L)	
	新	旧	新	旧
ペンシクロン	0.1	0.04	0.001	0.0004
メタラキシル	0.06	0.05	0.0006	0.0005
ブタミホス	0.02	0.01	0.0002	0.0001
プレチラクロール	0.05	0.04	0.0005	0.0004

4. 要検討項目：「過塩素酸」の目標値が新設定

検査項目	変更箇所	新	旧
過塩素酸	目標値	0.025mg/L	—

以上